

事務連絡
平成19年9月25日

各都道府県医政主管部局 御中

医療機能情報提供実施に当たっての留意事項について

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年成立しました「良質な医療を効率的に提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」においては、医療機関の医療機能情報の公表制度を創設し、平成19年4月1日から施行しているところです。

今般、医療法施行規則（以下「省令」という。）別表第1に掲げる事項の報告及び公表に当たって、別添資料のとおり記載上の留意事項をとりまとめましたので当該事項に留意されるようお願いします。

なお、医療機関の中には、企業内の診療所のように原則として一般の方の診療を行わないものもあることから、公表に当たっては、その旨を明記する等の御配意をお願いします。

おって、本制度は新たに導入されたものであり、報告を行う医療機関の円滑な対応が可能となるとともに、住民等による医療機関の適切な選択に資するよう、報告に当たっての医療機関からの照会等への適切な対応について特に御配意をお願いします。

（添付資料）

- (1) 本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項及び留意事項）
- (2) 別表1【各医療機関別】（H19 厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係を除く）及び留意事項）
- (3) 別表2【各医療機関共通（助産所を除く）】（H19 厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係）及び留意事項）

＜連絡先＞

厚生労働省医政局総務課

TEL: 03-5253-1111 (内線2518)

FAX: 03-3501-2048

E-mail: tsutsumi-shigeru@mhlw.go.jp

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1 病院の名称			
2 病院の開設者			
3 病院の管理者			
4 病院の所在地			
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号			
6 診療科目			医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日			標準榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
8 診療科目別の診療時間			医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別）
9 病床種別及び層別又は許可病床数			医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2)病院へのアクセス			
10 病院までの主な利用交通手段			病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 病院の駐車場		(i)駐車場の有無 (ii)駐車台数 (iii)有料又は無料の別	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。 (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 (ii)の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。） (iii)の駐車場の有料・無料の別
12 案内用ホームページアドレス			患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス			患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間			
15 予約診療の有無			
16 時間外における対応			別表1の1)
17 面会の日及び時間帯			

(3)院内サービス・アメニティ		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
18院内処方の有無		
19対応することができる外国语の種類		別表1の2)
20障害者に対するサービス内容		別表1の3)
21車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の4)
22受動喫煙を防止するための措置		
23医療に関する相談に対する体制の状況	(i)医療に関する相談窓口設置の有無 (ii)相談員の人数	医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数 ※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載) 別表1の5)
24入院食の提供方法		
25病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無		
(4)費用負担等		
26保険医療機関、公費負担医療機関及びその他 の病院の種類		別表1の6)
27選定療養	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診療」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iv)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (v)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行 う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
28治験の実施の有無及び契約件数		
29クレジットカードによる料金の支払いの可否		病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)
30先進医療の実施の有無及び内容		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項	
(1) 病院内、提供保健・医療・介護サービス	
31 専門医の種類及び人数	別表1の7)
32 保有する施設設備	別表1の8)
33 併設している介護施設	別表1の9)※同一敷地内に併設されているもの
34 対応することができる疾患・治療の内容	別表2
35 対応することができる短期滞在手術	別表1の10)①(日帰り手術) 別表1の10)②((1泊2日手術)
36 専門外来の有無及び内容	病院内において、設置している特定の患者・部位・疾患・治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合は、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治疗方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
37 健康診断及び健康相談の実施	(i) 健康診断の実施の有無及び内容 内容については、「がんに関する健診相談」、「歯の健診相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容 内容については、「がんに関する健診相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分についても、都道府県の定める様式においては、字数制限を設けることができる。
38 対応することができる予防接種	別表1の11)
39 対応することができる在宅医療	別表1の12)
40 対応することができる介護サービス	別表1の13)
41 セカンド・オピニオンに関する状況	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針に対すること) (i) セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供 (ii) セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金 患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っている 患者がセカンド・オピニオンを自分で行っている場合の料金 「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。
42 地域医療連携体制	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画 (i) 地域連携クリティカル・パスの有無 (ii) 地域連携クリティカル・バスの有無
43 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口の有無	退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。

	3. 医療の実績、結果に関する事項	
44	病院の人員配置	<p>(i) 医療従事者の人員数</p> <p>(ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数</p> <p>(iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数</p> <p>(iv) 入院患者を担当する医療従事者の人員数</p> <p>(v) 看護師の配置状況</p> <p>(vi) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(vii) 法令上の義務以外の院内感染対策</p>
45	看護師の配置状況	<p>(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別</p> <p>(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p>
46	法令上の義務以外の医療安全対策	<p>(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別</p> <p>(ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無</p>
47	法令上の義務以外の院内感染対策	<p>別表1の14) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数を足しわせた数について記載する。なお、担当させて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。</p> <p>(i) 医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可)</p> <p>(ii) 医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可)</p> <p>(iii) 医療従事者のそれぞれの看護師配置の状況(1枚〇) 病院の病床別(各病床別の1日平均患者数)・看護師及び准看護師数(常勤換算) ※医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること</p> <p>(iv) 医療院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。</p> <p>当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務にに関する企画案及び評価、病院内における医療安全にに関する意識の向上や指導等の業務を行ふ者を配置しているかどうか。 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら從事していることをいり、兼任は専任以外の場合をいう。</p> <p>専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。</p> <p>医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等分析的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。</p> <p>当該病院における院内感染対策を行つ部門の業務にに関する企画案及び評価、病院における職員の院内感染対策を行ふ者及びその他の必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定され、また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら從事していることをいり、兼任は専任以外の場合をいう。</p> <p>専任の院内感染対策を行ふ者及びその他の必要な職員で構成され、院内感染対策を行つ部門を設置しているかどうか。</p> <p>(i) 院内感染対策を行ふ部門の業務を行ふ者を配置してあるかどうか。</p> <p>(ii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無</p>

48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	八 院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとつて いるかどうか。
49	診療情報管理体制	別表1の15) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オーダーエンタリーシステム)の導入の有無及び導入状況 「ICDコードの利用」とは、ICD(※)コードに基づいて診療情報管理を行っていること。 ※ICD(疾患及び障害問題の国際統計分類)：異なる国や地域から異なる特點で集計された死亡や疾患のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)により提示されている分類。
50	情報開示に関する窓口の有無	(i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 (ii) ICDコードの利用の有無 (iii) 電子カルテシステムの導入の有無 (iv) 診療録管理専任從事者の有無及び人数
51	症例検討体制	専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。 専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。 専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。 専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。
52	治療結果情報	(i) 臨床病理検討会の有無 (ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無 (iii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (iv) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
53	患者数	(i) 病床の種別ごとの患者数 (ii) 外来患者数 (iii) 在宅患者数
54	平均在院日数	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
55	患者満足度の調査	(i) 患者満足度に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (ii) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無	(附)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。

【病院用】

別表1

記載上の留意事項		
厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
1) 時間外(休日夜間)対応	1)終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
	2)病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	病院・診療所に對応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していること
	3)連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2) 障害者に対する配慮	1)手話による対応 2)施設内の情報の表示 3)音声による情報の伝達 4)施設内点字ブロックの設置 5)点字による表示	病院・診療所内の案内等が表示されることにより、障害障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3) 車椅子利用者に対する配慮	1)施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4) 爆動警戒防止対策	1)施設内における全面禁煙の実施 2)要講室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する顔口面がほとんどない独立した契屋のための部屋を備えていること
5) 入院食の情報	1)適時及び遅延による食事の提供 2)病床外での食事可能 3)遠隔可能な入院食の提供	
6) 医療保険・公費負担等	1)保険医療機関 2)老人保健法・認知症7年法律第80号・算6条に規定する医療保険各法に基づく医療機関 医療を行わない医療機関	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 保険医療機関以外の医療機関
	3)労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
	4)更生病医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、「自立支援医療(更生病療)を行なう医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	5)育成医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、「自立支援医療(育成医療)を行なう医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長が指定した医療機関
	6)精神通院医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、「精神通院医療(精神通院医療)を行なう医療機関として、都道府県知事又は中核市市長が指定した医療機関
	7)身体障害者福祉法指定医の施設されている医療機関	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医療機関
	8)精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院として、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	9)精神保健指定医の配置	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	10)生活保護法指定医療機関	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	11)医療保護施設	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	12)精神指定医療機関	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	13)指定養育医療機関	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	14)精神病患者特別援助法指定医療機関	精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)により、精神保健若者福祉施設として、都道府県の市長が指定する精神科病院
	15)原子爆弾被爆者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する医療に関する法律(平成6年法律第117号)により、司法に規定する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	16)原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する医療に関する法律(平成6年法律第117号)により、司法に規定する医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
	17)特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、司法に規定する医療機関として、都道府県知事が指定する病院	特定感染症指定医療機関

別表1

【病院用】

【病院用】		厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働省令で定めるもの
18	公害医療機関	18 公害医療機関	18 公害医療機関
19	母体保健法指定医の配置されている医療機関	19 母体保健法指定医の配置されている医療機関	母体保健法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
20	特定機能病院	20 特定機能病院	母体保健法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研究を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が選別して認定する病院
21	地域医療支援病院	21 地域医療支援病院	母体保健法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県が認定する病院
22	災害拠点病院	22 災害拠点病院	「災害拠点医療事業」の実施について、平成8年5月10日付建設令第435号により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療等への代診医等への派遣、へき地從事者に対する研修、遠隔地病院として、都道府県が要請する病院
23	へき地拠点病院	23 へき地拠点病院	「へき地保健医療対策事業」について(平成13年5月16日付医政令第529号)により、へき地診療所等への代診医等への派遣、原則として、初期救急医診療支援等の診療支業等が実施できる病院
24	小児救急医療拠点病院	24 小児救急医療拠点病院	「救急医療対策事業」について(昭和52年7月6日付医令第692号)により、小児救急医療に係る体制の整備強化をして、都道府県が要請する病院
25	救命救急センター	25 救命救急センター	「救命救急医療事業」について(昭和52年7月6日付医令第692号)により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
26	臨床研修指定病院	26 臨床研修指定病院	医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
27	外国医師臨床修練指定病院又は外国医師臨床修練指定病院の監督について(平成18年2月1日付令第29号)により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院	27 外国医師臨床修練指定病院又は外国医師臨床修練指定病院の監督について(平成18年2月1日付令第29号)により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院	外国医師等が行う臨床修練による医師法第177条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が推進する病院
28	がん診療連携拠点病院	28 がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院」の監督について(平成18年2月1日付令第29号)により、地域におけるがん診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
29	エイズ治療拠点病院	29 エイズ治療拠点病院	「エイズ治療拠点病院」の監督について(平成19年衛生第0419001号通知)により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
30	肝疾患診療連携拠点病院	30 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療連携の整備について(平成19年衛生第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行ふに適当として都道府県が当該研究所が委託した医療機関
31	特定疾患治療研究事業委託医療機関	31 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛生第242号)」により、特定疾患に対する責任を有する診療所であつて、「特定診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第92号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険審査会長に届け出た診療所
32	在宅医療支援診療所	32 在宅医療支援診療所	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合する病院の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により、「厚生労働大臣が指定する病院の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括料を受ける病院として、厚生労働大臣が指定した病院
33	DPC対象病院	33 DPC対象病院	「厚生労働省告示第138号」により、結核にかかる慢性的疾患に対する治療を実施する病院として、厚生労働大臣が指定した病院
34	指定看護機関	34 指定看護機関	「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」により、規定期間に規定された慢性的疾患の静脈注射における資格等を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関
35	小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に規定された慢性的疾患の静脈注射における資格等を都道府県が指定する病院として、厚生労働大臣が指定した病院
36	無料低額診療事業実地医療機関	36 無料低額診療事業実地医療機関	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成8年8月23日付令第0823001号)」により、常時母体及び新生児等の医療機関におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高齢な新生児等の医療機関
37	結合周産期母子医療センター	37 結合周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業のための無料又は低額な料金で診療を実施する医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院
38	地域周産期母子医療センター	38 地域周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付令第0823001号)」により、生後1ヶ月未満の児童等の医療機関
39	不妊専門相談センター	39 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付令第0823001号)」により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などをを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
40	思春期相談クリニック事業実施医療機関	40 思春期相談クリニック事業実施医療機関	「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について」(平成14年3月29日付令第0329008号)により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談による事業を実施する医療機関
7)	学会認定・専門医	1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会	医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは物産販賣の業務又は歯科医業若しくは物産販賣の業務又は歯科医業若しくは物産販賣の業務に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、看護師等他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該する医師が非常勤を含む場合は当該医師の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること。
2	皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会	2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会	同上
3	麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会	3 麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会	同上
4	放射線科専門医(社)日本医学放射線学会	4 放射線科専門医(社)日本医学放射線学会	同上
5	眼科専門医(財)日本眼科学会	5 眼科専門医(財)日本眼科学会	同上
6	産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会	6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会	同上
7	耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会	7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会	同上
8	泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会	8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会	同上
9	整形外科専門医(社)日本形成外科学会	9 整形外科専門医(社)日本形成外科学会	同上

別表1

【病院用】		厚生労働省令で定めるもの	記載上の留意事項
10	病理専門医(社)日本病理学会		同上
11	内科専門医(社)日本内科学会		同上
12	外科専門医(社)日本外科学会		同上
13	糖尿病専門医(社)日本糖尿病学会		同上
14	肝臓専門医(社)日本肝臓学会		同上
15	感染症専門医(社)日本感染症学会		同上
16	救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)		同上
17	血液専門医(社)日本血液学会		同上
18	循環器専門医(社)日本循環器学会		同上
19	呼吸器専門医(社)日本呼吸器学会		同上
20	消化器専門医(財)日本消化器病学会		同上
21	腎臓専門医(社)日本腎臓学会		同上
22	小児科専門医(社)日本小児科学会		同上
23	口腔外科専門医(社)日本口腔外科学会		同上
24	内分泌代謝科専門医(社)日本内分泌学会		同上
25	消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)		同上
26	超音波専門医(社)日本超音波医学会		同上
27	細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)		同上
28	透析専門医(社)日本透析医学会		同上
29	脳神経外科専門医(社)日本脳神経外科学会		同上
30	リハビリテーション科専門医(社)日本リハビリテーション医学会		同上
31	老年病専門医(社)日本老年医学会		同上
32	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)		同上
33	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)		同上
34	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心脏血管外科学会)		同上
35	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本肺胸外科学会)		同上
36	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)		同上
37	消化器内視鏡専門医(社)日本消化器内視鏡学会		同上
38	小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)		同上
39	神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)		同上
40	リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)		同上
41	癌専門医(特定非営利活動法人日本癌治療学会)		同上
42	乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)		同上
43	臨床検査専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)		同上
44	漢方専門医(社)日本東洋医学会		同上
45	レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)		同上
46	気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)		同上
47	歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)		同上
48	小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)		同上
49	アルギー専門医(社)日本アレルギー学会		同上
50	核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)		同上
51	気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)		同上

卷之三

[病院用]

病院用		
	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
⑥) 保有する施設設備		
	1 集中治療室(ICU)	1 集中治療室(ICU)
	2 心肺蘇生装置、専用集中治療室(SCU)	2 心肺蘇生装置、専用集中治療室(SCU)
	3 臨床集中専用集中治療室(RCU)	3 臨床集中専用集中治療室(RCU)
	4 呼吸器疾患専用集中治療室(NICU)	4 呼吸器疾患専用集中治療室(NICU)
	5 新生児集中治療室(MFCU)	5 新生児集中治療室(MFCU)
	6 母体胎児集中治療室(MFCU)	6 母体胎児集中治療室(MFCU)
	7 広範細胞特定集中治療室	7 広範細胞特定集中治療室
	8 手術室	8 手術室
	9 無菌治療室	9 無菌治療室
	10 機能訓練室	10 機能訓練室
	11 精神科保護室	11 精神科保護室
	12 病理検査室	12 病理検査室
	13 高気圧酸素治療室	13 高気圧酸素治療室
	14 ヘリコプターを含む患者搬送車	14 ヘリコプターを含む患者搬送車
	15 新生児搬送車	15 新生児搬送車
9) 鋤設している介護関係施設等		
	1 介護老人福祉施設	1 介護老人福祉施設
	2 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設
	3 居宅介護支援事業所	3 居宅介護支援事業所
	4 介護予防支援事業所	4 介護予防支援事業所
	5 老人介護支援センター	5 老人介護支援センター
	6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション
	7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所	7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所
	8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所
	9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所
	10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所
	11 特定施設又は介護予防特定施設	11 特定施設又は介護予防特定施設

上卷

【病院用】

卷一

【病院用】

【病院用】		厚生労働省令で定めるもの	記載上の留意事項
①) 対応可能な予防接種	1 シフテリアの予防接種	1 シフテリアの予防接種	
	2 破傷風の予防接種	2 破傷風の予防接種	
	3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種	3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種	
	4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
	5 ポリオの予防接種	5 ポリオの予防接種	
	6 麻疹の予防接種	6 麻疹の予防接種	
	7 風疹の予防接種	7 風疹の予防接種	
	8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種	8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種	
	9 日本脳炎の予防接種	9 日本脳炎の予防接種	
	10 BCGの予防接種	10 BCGの予防接種	
	11 インフルエンザの予防接種	11 インフルエンザの予防接種	
	12 おたふくかぜの予防接種	12 おたふくかぜの予防接種	
	13 水痘の予防接種	13 水痘の予防接種	
	14 A型肝炎の予防接種	14 A型肝炎の予防接種	
	15 B型肝炎の予防接種	15 B型肝炎の予防接種	
	16 コレラの予防接種	16 コレラの予防接種	
	17 狂犬病の予防接種	17 狂犬病の予防接種	
	18 痘瘍病の予防接種	18 痘瘍病の予防接種	
	19 肺炎球菌感染症の予防接種	19 肺炎球菌感染症の予防接種	
②) 対応可能な在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。) ①) 在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。) ①) 在宅医療	2~4時間の往診が可能な場合に選択 上記以外の往診
	2 上記以外の往診	2 上記以外の往診	当該診療行為にお応じる診療報酬点数が算定されているもの
	3 地域連携施設共同指導	3 地域連携施設共同指導	同上
	4 在宅患者訪問診療	4 在宅患者訪問診療	同上
	5 在宅時医学総合管理	5 在宅時医学総合管理	同上
	6 在宅末期医療総合診療	6 在宅末期医療総合診療	同上
	7 救急搬送診療	7 救急搬送診療	同上
	8 在宅患者訪問看護・指導	8 在宅患者訪問看護・指導	同上
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上
	11 訪問看護指示	11 訪問看護指示	同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導	13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	14 歯科訪問診療	14 歯科訪問診療	同上
②) 在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理 2 在宅自己注付指導管理	1 退院前在宅療養指導管理 2 在宅自己注付指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 在宅自己抱置灌流指導管理	3 在宅自己抱置灌流指導管理	同上
	4 在宅血液透析指導管理	4 在宅血液透析指導管理	同上
	5 在宅酸素療法指導管理	5 在宅酸素療法指導管理	同上
	6 在宅中心静脈栄養法指導管理	6 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上

別表1

【病院用】

【病院用】			記載上の留意事項
	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	
	7 在宅成分栄養経管栄養指導管理	同上	
	8 在宅自己導尿指導管理	同上	
	9 在宅人工呼吸指導管理	同上	
	10 在宅持続圧迫吸痰法指導管理	同上	
	11 在宅悪性腫瘍患者指導管理	同上	
	12 在宅寝たきり患者褥瘡指導管理	同上	
	13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上	
	14 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上	
	15 在宅気管切開患者指導管理	同上	
	16 強たきり老人訪問指導管理	同上	
(3)診療内容			
	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択	
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択	
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択	
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択	
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択	
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択	
	7 植物の管理	診療内容に合致するものを選択	
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択	
	9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択	
	10 レスピレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択	
	11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択	
	12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択	
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択	
	14 在宅マニアルケアの対応	診療内容に合致するものを選択	
(4)他施設との連携			
	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
	2 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
	3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共に在宅医療を実施している場合に選択	
	4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共に在宅医療を実施している場合に選択	
	5 葉栗局との連携	常時病院と共に在宅医療を実施している場合に選択	
(5)対応可能な介護保険サービス			
①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設二八所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、移動訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。	
	2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設二八所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	
	3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養訓練その他の世話及び機能訓練その他の世話をいう。	
②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を適切に利用できるよう心身の状況、環境、本へや家族の希望等をうけ、利用するサービス等を行うもの、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うもの、看護、管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話を行ふことをいう。	

卷之三

[病院用]

別表1

【病院用】

厚生労働省で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
⑥介護予防サービス	1 介護予防訪問介護
	2 介護予防訪問入浴介護
	3 介護予防訪問看護
	4 介護予防訪問リハビリテーション
	5 介護予防居宅療養管理指導
	6 介護予防通所介護
	7 介護予防通所リハビリテーション
	8 介護予防短期入所生活介護
	9 介護予防短期入所療養介護
	10 介護予防特待施設入居者生活介護(常定を受けている有料老人ホーム等において可)
	11 介護予防福祉用具貸与
	12 特定介護予防福祉用具販売
 ⑦介護予防地域密着型サービス	
1 介護予防認定対応型通所介護	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護	
3 介護予防認知症対応型共同生活介護	
14) 医療從事者	
	1 医師
	2 歯科医師
	3 薬剤師
	4 看護師及び准看護師
	5 制造師
	6 齒科衛生士
	7 齒科放射線技師
	8 理学療法士
	9 作業療法士

記載上の留意事項

記載上の留意事項
原則において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作等により、日常生活を支障する状態又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護予防省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支障をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり看護上の障害(必要な診療又は検査の補助をいう)。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等において行われる理学療法、作業療法その他の必要な施設等に該当するものを除く。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的とした施設に入所させ、その介護予防を行わせ、ドリーチンションを行いう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行いう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行いう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行いうことをいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、特定施設介護専用型特需施設を除く、入居して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練及び機械的装置が提供されるサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福社用具の貸与による支拂いによる支拂いを行われる貰与をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福社用具のうちその介護予防に資するものであつて入浴又は排せつの用に供するものその他の日常生活上の支拂いを行うことをいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貰与をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福社用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貰与をいう。

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貰与をいう。

居宅要支援者であるものについて、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターの及び機能訓練を行うことをいう。

居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、又は厚生労働省令で定める居宅要支援者に付いて、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターの及び機能訓練を行うことをいう。

居宅要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であつて認知症である者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)(について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと。

【病院用】**別表1**

【病院用】		記載上の留意事項	
厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	
15) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況		1 検査	
		2 補方	
		3 予約	